

関係各位

茨剣連居合第 59号
令和 7 年11月 16日
茨城県剣道連盟居合道部
部 長 平野政弘
[公印省略]

第4回茨城県居合道演武大会の開催について(通知)

標記大会を下記要項により実施いたしますので、会員の皆さまに周知していただき、取りまとめの上、お申込み下さいますようご通知いたします。多くの皆様のご参加とご協力をお願いいたします。

記

- 1 目 的 居合道の無段から五段の活性化を図ると共に会員相互の親睦を図る。
- 2 日 時 令和8年2月8日(日)午前9時30分開会 (受付 8時45分～9時15分)
- 3 場 所 水郷体育館 大体育館(土浦市大岩田1051 Tel.029-823-4811)
- 4 参加資格 本連盟の令和7年度会員並びに居合道部員とする。(無段の居合道部員は本連盟の会員とみなす)
- 5 方 法
 - 1) 全日本剣道連盟居合道試合・審判規則に準じて実施する。
 - 2) この大会は選考委員による採点方式で行い、赤白の旗判定は行わない。
 - 3) 服装は、六段以上は紋服、五段以下は稽古着(黒又は白で上下同色)とする。
所属支部のゼッケン着用のこと。
 - 4) 座り技のできない者は、当日受付及び試合場主任に理由を届け出ること。
 - 5) 演武の立ち合い並びに選考委員は、参加者のうち七段・八段の者とし参加申込みをもって委嘱とする。
 - 6) 会場係員は、六段の者及び令和7年度茨城県強化選手とし開催日前に支部事務局を通じ委嘱する。
 - 7) 段位は、申込み締切日の段位とする。
- 6 五段以下演武の優秀演武者選考について
 - 1) 演武順
 - ①1回目:一組2～3名で行い優秀演武者を1名(同点の場合は全員)選出する。
 - ②2回目:優秀演武者2名～3名で行い、最優秀演武者を選出する。
 - 2) 選考方法
 - ①演武者の評価基準:全剣連「居合道称号・段級位審査規則」7頁「段位審査の方法」を、段位に照らし評価する。但し個人の点数は公表しない。
 - ②選考委員:
 - a 七段 5名で行い、平均点7点の10点満点とし、5名の合計点数が演武者の得点となる。
 - b 演武者に同じ支部の者がいる場合は選考委員の交代を行なう。
 - 3) 指定技
 - ①初段以下の部:全剣連居合5本 1・2・3・4・6とする。(正座できない者は5～9本目)
 - ②二段・三段の部:古流2本、全剣連居合8・9・10本目の5本とする。
 - ③四段・五段の部:古流3本、全剣連居合8・11本目の5本とする。

4) 礼法等

①正式礼法は、初段以下の部 第1組のみとする。以後の演武者は控えて相互の礼を行った後、始めの礼を行ない帯刀し出場する。(計測しない)

7 五段以下演武の表彰

- 1) 各段の上位数名を優秀者として表彰し、メダルを授与する。
- 2) 優秀者の中から最優秀者を選抜して表彰し、盾を授与する。
最優秀者選抜で同点の場合は、指定技を変更し再演武を行う。

8 高段者演武及び茨城県代表選手演武

- 1) 立会は八段が行う。
- 2) 全日本大会及び関東甲信越大会茨城県代表選手演武：古流3本、全剣連居合8・11本目の5本とする。
- 3) 個人演武：六段から七段の順で古流3本、全剣連居合8・11本目の5本とする。
- 4) 模範演武：教士八段から範士八段の順で自由技5本とする。

9 参加料（茨剣連会員登録・居合道部会費の未納者は、申込み書を確認すること。）

五段以上2,000円、四段以下1,000円とする。ただし、居合道八段以上の者は不要とする。

10 昼食：各自で用意すること。

11 申し込み方法

- 1) 支部ごとに取りまとめの上、所定の申込書により、電子メール又はファックス及び郵送にて申し込むこと。
- 2) 申込先 茨城県剣道連盟居合道部 幹事長 塚本哲也
〒300-0052土浦市東真鍋町10-22 Eメール:info@ibaraki-iai.com FAX:03-6893-6792
携帯電話: 090-8115-8931 (塚本)

12 申込み締め切り:令和8年1月 7日(水)

13 手当について

- 1) 選考委員には、選考委員手当を支給する。
- 2) 会場係員には、係員手当を支給する。

14 参加料等の払い込みについて

- ・以下のゆうちょ銀行口座に振り込むこと。
記号10610 番号9800671
口座名義 茨城県剣道連盟居合道部

15 居合道の普及発展のため、ホームページ及び広報に必要な情報を提供することがある。

16 感染症防止の添付「安全の遵守事項」の周知を徹底すること。

以上